

全国信用組合中央協会 新型コロナウイルス感染症 対策ガイドライン

令和2年5月15日制定

令和3年11月30日改訂



Shinkumi Bank

一般社団法人

全国信用組合中央協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「政府対処方針」という。）等を踏まえ当協会会員信用組合が、店舗・センター・本部等において、お客さまおよび役職員等の感染防止に努めつつ業務を継続するための考え方・例示等を取りまとめたものである。

本ガイドライン制定にあたり、信用組合は地域密着型の協同組織金融機関として、地域社会における特に重要な以下の業務の継続体制を構築し、必要に応じ、感染拡大の動向やこれを踏まえた政府対処方針の改訂等により、見直しを行うものとする。

- 現金供給（預金等の払い戻し）
- 資金の決済（振り込み、送金（外国送金等を含む）、口座振替、手形、小切手の取立）
- 税公金の取扱い
- 資金の融通
- 証券の決済（有価証券の振替決済）
- 金融事業者間取引（資金繰り）

加えて、以下のとおり、新型コロナウイルスによる影響を受けたお客さまへの迅速、適切かつ柔軟な対応が求められる。

- 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、以下の事項に取り組むとともに、現場の営業担当者等を含めた信用組合全体に周知する。また、かかる事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないように配慮する。
 - 事業者の業況や当面の資金繰り等について、丁寧かつ親身になって経営相談に乗るとともに、きめ細かく実態を把握する。
 - 既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応する。
 - 新規融資について、政府系金融機関や信用保証協会によるセーフティネット貸付や、セーフティネット保証等の活用など、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応する。また、各信用組合が設置している緊急融資制度等を積極的に実施する（担保・保証徴求の弾力化を含む）。

- 個人信用情報の取扱いについて、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたお客さまが不利益を被ることのないよう十分留意する。

そのうえで、業務運営に当たっては、法令等および政府や都道府県の要請等に従って感染拡大防止に最大限努めると同時に、お客さまおよび役職員等の健康と人命保護を最優先とし、お客さまに必要なサービスの提供を可能な限り維持・継続できるよう、本ガイドラインの主旨を踏まえた対応を真摯に行うことが求められる。

※本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた政府対処方針の改訂等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

※デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、改めて自組合の感染防止等の対応を確認・徹底いただきたい。

2. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方

信用組合はお客さま・役職員等の健康・人命保護を最優先とすることを大前提とし、そのうえで、信用組合が提供する業務が社会機能の維持に不可欠な金融インフラであることを自覚し、必要なサービスを可能な限り継続して提供していくことが求められている。(※)

各信用組合は、営業エリアがそれぞれ異なるため、感染対策についても地域ごとの感染状況等の違いにより、各信用組合が適時適切かつ柔軟に対応することが必要となる。

したがって、感染対策を講じる際には、政府対処方針や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の「新しい生活様式」の実践例等（別紙1・2参照）や、次に例示する事項も参考に、新型コロナウイルス感染症に関する産業医等の意見・助言等も踏まえつつ、各信用組合の事情や必要性等に応じた感染対策を検討するものとし、最終的な感染対策およびその実施については各信用組合の判断に委ねられるものとする。

なお、政府対処方針等に変更等があった場合には、感染対策についても各信用組合の判断にもとづき適時適切に見直すものとする。

- (※) 政府対処方針において、金融機関は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」と位置づけられており、「三つの密（密閉、密集、密接）」を避けるために必要な施策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続することが求められている。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の体制構築

- 感染症対策の体制構築
 - 経営トップが率先し、感染拡大時の業務継続方法（代替要員、業務の優先順位、輪番制、リモート対応など）、感染対策・感染防止策の実行等に係る基本方針や意思決定方法等の整備・構築。
- 情報収集や情報共有の体制構築
 - 感染拡大の状況、政府等公的機関の発信情報、医療・感染症等の専門家の知識・助言等の収集。

《参考》

- ・ 首相官邸ホームページ
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
http://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html
 - ・ 厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - ・ 国立感染症研究所ホームページ
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>
 - ・ 外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
 - ・ 各自治体のホームページ等
- 役職員等および同居する家族等の罹患状況の把握ならびに役職員等に対する感染防止策の徹底、罹患者発生時の行動や業務運営方針の徹底。

(2) 役職員等に対する感染防止の啓発等

- 令和2年4月22日の専門家会議で示された「人との接触を8割減らす10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「『新しい生活様式』の実践例」（6月19日改訂）、10月23日の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）で示された「感染リスクが高まる『5つの場面』」（別紙3）等を周知。
- 公共交通機関や公共施設を利用する際や職場において、正しいマスクの着用、咳エチケットの励行、エレベーター内など密閉空間での会話禁止などを徹底。

※十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用することが望ましいとされている）。適切な手洗いの方法やマスクの着用方法等については、厚生労働省ウェブサイト「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

- 厚生労働省提供の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の活用について協力を要請。「COCOA」を通じて陽性者との接触の通知を受けた役職員等に対しては、受診・相談センター等への相談、検査を受けた場合の検査結果が出るまでの自己隔離、陽性者と診断された場合における登録の必要性について周知する。

※COCOAを機能させるため、「電源を on にしたうえで Bluetooth を有効にする」ことを推奨。

- 新型コロナウイルス感染症から回復した役職員等やその関係者が、職場内で差別されることがないように、役職員等に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮。

- 過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航ならびに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示。

※ワクチン接種については、厚生労働省ウェブサイト「新型コロナワクチンについて」等を参照。

(3) 役職員等や同居する家族等の健康確保

- 役職員等に対して、新型コロナウイルス感染症への予防意識を高め、出勤前に、体温や新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状の有無の確認を徹底。
- 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合、早めに保健所や医療機関に相談のうえ、医療機関での受診を徹底。

(4) 感染防止策の徹底

- 店舗におけるサービスの内容やセンター・本部等における業務の内容等に応じて想定される感染経路について、お客さまおよび役職員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、リスクに応じた対策を検討。

○ 具体的な感染防止策の例

- こまめな手洗い・マスク着用・咳エチケット、役職員同士の距離確保・パーティションの設置、入口および施設内へのアルコール等手指消毒液の設置・使用の徹底、職場の換気・清掃・消毒など一般的な感染防止策の実施。
- デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、大声を控えることや、職場でマ

スクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知。

- 休憩室、更衣室、車輦内部等の狭い空間での密集を極力回避する。密集が回避できない場合はその空間の容量等に応じ、人数を制限する、動線を分ける、マスクの常時着用、換気、対人距離の確保といった対策を徹底する。
- 換気については、政府が推奨する以下の対応も参考に、店舗等の事情に応じて、可能な範囲で取り組む。
 - ・適切な空調設備を活用した常時換気またはこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分以上）。
 - ・換気に加え、CO2 測定装置の設置や、HEPA フィルタ式空気清浄機およびサーキュレーター等を補助的に併用すること。
 - ・乾燥する場面では湿度 40%以上を目途に加湿する。
- 時差出勤・ローテーション勤務・テレワーク・昼休みの時差取得等の積極的な推進。
- 特に職場では、「5 つの場面」のうち、「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）での感染リスクの高まりに注意することの周知。
 - ・デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等）の定期的かつこまめな消毒を徹底。
 - ・飲食の場面において、食事中以外のマスク着用徹底、座席配置の工夫やアクリル板等パーテーション設置や人数制限や利用時間をずらす工夫等の対策の実施。
- 会議・講演会・イベント等を主催する際には、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を検討。
 - ※ イベント（催物）の開催に際しては、内閣官房・自治体等から「催物の開催制限」に関する最新の情報（制限や留意事項等）を確認し、感染の防止に努める。
- 「男女雇用機会均等法に基づく指針」に定める妊娠中の女性職員等への対応等、役職員等の健康状態等に応じた、適切な措置・配慮。

※厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19-jyushinsoudancenter.html

※消毒方法については、厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」を参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

○寒冷な場面における感染防止対策

「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」（別紙４）を踏まえ、マスクの着用や、人と人との距離の確保といった基本的な感染防止対策に加えて、対策として有効とされる適切な換気や適度な湿度管理を実施。

※以下の対応例も参考に、職場における検査の更なる活用・徹底に取り組む。

- ・普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- ・従業員が発熱など体調不良を訴えた場合や職場で複数の罹患者が発生した場合等、必要に応じて、抗原簡易キットを活用して検査を実施する（提携先の医療機関での対応等も含む）。
- ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性となった者が患者と診断された場合、保健所ので承を得たうえで、「接触者」に対して PCR 検査等を速やかに実施する。
- ・事業者が抗原簡易キットを購入するにあたっては、
 - ① 連携医療機関を定めること
 - ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
 - ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要。
- ・また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

（５） 罹患者発生時等の対応

- 店舗・センター・本部等において役職員等が罹患した場合

- 保健所、医療機関等、関係機関との迅速な連携と当該機関からの指示にもとづく適切な対応を行う。
- 罹患者の行動範囲を踏まえ、罹患者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の役職員等に自宅待機させることを検討する。
- さらなる感染拡大防止等の観点から必要な公表を行う。ただし、罹患者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。

※これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

(令和 3 年 6 月 25 日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第 2 版）について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和 3 年 8 月 13 日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

(6) その他

○飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、窓口等に飛沫防止用のシートを設置する場合、シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから以下の点に留意する。

- 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しない。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上 必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品等）を使用する。
- 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものが防火上望ましい。
- 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談する。

3. 店舗におけるお客さまおよび役職員等の感染防止

(1) 店舗運営の目的

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、各信用組合の業務継続に重大な影響を及ぼす状況においては、以下の事項のために店舗運営を行う。
 - ① お客さまの生活の維持と事業の継続に必要な金融サービスを継続して提供することにより、金融・社会インフラとしての責務を果たす
 - ② 感染拡大防止のために対面での取引を可能な限り少なくすることで、信用組合の店舗をお客さまおよび役職員等にとり安心・安全な場とし、生活に真に不可欠な業務を継続する
 - ③ 資金供給業務をはじめとする重要業務等に最大限注力するための体制を構築する

(2) 店舗運営における基本

- 感染拡大および金融崩壊を防ぐため、以下事項に留意すること。
 - ① バランスを欠いた業務削減を行わないこと
 - ② 店舗運営の考え方を共有しつつ、自組合をご利用のお客さまに対して責任をもって親身に対応すること

(3) 店舗内の「三つの密」の回避

- 感染拡大防止、金融機関店舗の安心・安全の確保の基本的な考え方は以下のとおり（感染症の専門家による医学的見解）。
 - 飛沫感染予防の観点でマスクを着用することが必要
 - 他者とできるだけ2メートル以上（最低1メートル）の間隔を保つことが望ましい（いわゆる「ソーシャルディスタンス」の考え方）

※国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」には、濃厚接触者の定義として、次の記載がある。

- 「手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

このほか、感染拡大防止策として、自治体から提供されている各地域の

「通知サービス」を活用し、事前に顧客に周知することや、店頭での QR コード読取を奨励することも考えられる。

- 店頭における「三つの密（密閉、密集、密接）」の発生を回避するため、各信用組合の店舗の状況を勘案しつつ、お客さまが他者と十分な間隔を保ってお待ちいただけることが可能となるような店舗運営を行う。
 - そのほか、入場時の検温等、有症状者の入場を防止する措置の実施や、（整列をさせる場合には）動線や列にマークを付け、視覚的に間隔を確保する等、人と人との十分な間隔を空けた整列を促すといった対応も考えられる。
- 上記の店舗運営の結果、入店できないお客さまに対しては、非対面取引のご案内、後日の来店をお勧めすることに加え、必要に応じて、整理券の配布、予約制の導入等を柔軟に行っていく。
- とりわけ、「三つの密（密閉、密集、密接）」の発生を回避する観点からは、インターネットバンキングのご利用をお勧めしていくことが重要である。

（４） 感染拡大防止と業務継続の両立

- 上記（３）の対策を講じたうえで、店頭における「三つの密（密閉、密集、密接）」発生抑制による感染拡大の防止、ならびに、生活の維持や事業の継続に不可欠な業務の継続を両立させるべく、各信用組合の状況を踏まえ、必要に応じて個別の判断による支店取扱業務の検討を実施することが考えられる。
- 例えば、繁忙日を外して後日来店いただくようお願い、あるいはお預かりしたうえでの後日処理などを実施することが考えられる。インターネットバンキングや ATM によって取扱可能な業務については、同サービスの利用をお勧めし、必要に応じて利用方法のご案内も充実させるなど、お客さまの利便が著しく低下しないよう留意するとともに、お客さまのご事情に応じて柔軟に対応することが考えられる。

（５） 各信用組合における公表

- 上記の内容を踏まえ、各信用組合で自主的に決定した店舗運営方針等については、ウェブサイトや店頭ポスター等により公表し、店頭においてもお客さまのご協力をお願いすることが考えられる。

- 併せて、インターネットバンキングや ATM で手続きが可能な取引をお客さまに広く周知するため、各信用組合においてウェブサイト等を用いて情報提供を行っていくことが考えられる。また、店頭においても、既存のポスターやチラシを用いてお客さまに説明することが考えられる。

以 上

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
 - ☐ 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

出典：厚生労働省「＜「新しい生活様式」の実践例＞」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年 5 月 4 日）
関係箇所¹抜粋

（リスク評価とリスクに応じた対応）

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
 - ・ 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。
 - ・ 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

（各業種に共通する留意点）

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられる。
 - ・ 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
 - ・ 入口および施設内の手指の消毒設備の設置
 - ・ マスクの着用（従業員および入場者に対する周知）
 - ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
 - ・ 施設の消毒

（症状のある方の入場制限）

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最

¹ 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年 5 月 4 日）における「4. 今後の行動変容に関する具体的な提言」「(2) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」から関係箇所を抜粋
※最新の情報については、厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解等」を参照。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_senmonkakaigi.html)

も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することもある。

- ・なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することもある。

(感染対策の例)

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

(トイレ) (※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・ 便器内は、通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

(休憩スペース) (※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ゴミの廃棄)

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(その他)

- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
 - ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。
 - ※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。
- 上記のほか、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要である。

以 上

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
○3密を避ける、大声を出さない

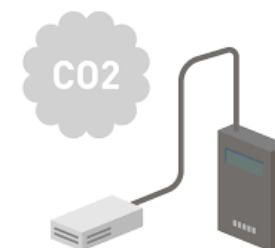
『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下(*)を維持

*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。



CO2センサー

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を